2017.05.01 初版 2018.05.13.改訂 2019.04.29.改訂 2021.05.25 改訂 2022.02.10 改訂

2023.04.26 改訂(改訂部分は3.その他(3)の下線部分のみ)

# 2023 年度(令和5年度)滋賀県民総スポーツの祭典滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の部トランポリン競技の基本ルール

## 1. 10 本競技の部

#### (1) クラス

対象者	クラス名	難度点
中学生以下	ジュニア C	なし
	ジュニア B	0.8以下
	ジュニア A	1.5 点以下
高校生以上	一般 B	なし
	一般 A	1.5 点以下

#### (2) 得点

① 演技点と難度点の合計とする

演技点:4人の審判の得点のうち最高と最低を削除し、残った2つの得点の合計×1.5

難度点: 1/4 回転を 0.1 点、1/2 捻りを 0.1 点を基本とし、10 本の演技中に実施した回転と捻

りの得点を合計する。詳しくはトランポリン競技規則に準じる。

例:腹落ち=0.1 点、ローラー=0.2 点、ピルエット=0.2 点など 抱え跳び、立つ→腰落ち、立つ→ひざ落ちなどは0 点

② 予選と決勝の得点の合計で順位を決定する。

#### (3) 試技回数

- ① 予選1本
- ② 決勝1本 (順番は予選得点の低い順、同点の場合は予選試技順)

- (4) ジュニア C クラスおよび一般 B クラスの注意点
  - ① 同じ技は3回以上しないこと。実施した場合は3回目から演技点から減点する。 減点は0.2点とする。

補足:「同じ技」とは「着床から着床までの間で全く同じ動作をすること」である。

例:「腰落ち」 $\rightarrow$ 「立つ」 $\rightarrow$ 「ひざ落ち」 $\rightarrow$ 「腰落ち」 $\rightarrow$ 「立つ」

腰落ち→立つが2回実施されており、もう一度腰落ち→立つを行うと減点。

- (5) ジュニア A, B クラス、一般 A クラスの注意点
  - ① 同じ技を2回以上実施した場合、難度点は加算しない。また減点もしない。

## 2. シャトル競技の部

#### (1) クラス

対象者	クラス名	技
中学生以下	ジュニア B	3種目を禁止技とする
		①1回ひねり腰落ち
		②ローラー
		③1/2 捻り腹落ち
	ジュニア A	シャトル競技種目 38 種目す
		べてあり
高校生以上	一般	シャトル競技種目 38 種目す
		べてあり

#### (2) その他

ツーバウンスはありとする その他シャトル競技規則に順ずる

## 3. その他

- (1) 滋賀県内在住者および在学・在勤者以外の参者はオープン参加とし、順位の対象外とする
- (2) 昨年度の優勝者は一つ上のクラスに参加すること。
- (3) 昨年開催した第1回滋賀県トランポリン選手権大会の入賞者(3位まで)は10本競技にはエントリーできないものとする。